

当館におけるビザ申請にあたっての一般的留意事項

インド国籍の方で数次査証を希望する場合

【基本事項】

1 短期滞在査証（ビザ）について、90日を超える滞在や、日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。

2 当館で査証（ビザ）申請が可能な申請人は、原則次のとおりです。

（1）ドバイ、シャルジャ、アジュマーン、ウム・ル・カイワイン、ラース・ル・ハイマ、フジャイラ首長国に居住し、UAEレジデンスビザを所持している方。

（2）UAEレジデンスビザを有していない場合でも、特例として、アフガニスタン在住者、イラク在住者、シリア在住者及びイエメン在住者の方は当館で申請することができます。

※ アブダビ首長国（含むアル・アイン市）に居住されている方は、アブダビにある[在アラブ首長国連邦大使館](#)で申請してください。

3 当館は、Dubai World Trade Centre (DWTC)の28階です。査証（ビザ）の申請受付時間は開館日（日曜日から木曜日）の9時から12時30分まで（ラマダン中は12時まで）で、事前予約は不要です（当館祝祭日のご確認は[こちら](#)）。審査期間は通常4開館日ですが、審査状況により4日以上かかる場合がありますので、旅程が決まった時点で早めにご申請ください。査証手数料は、[こちら](#)をご参照ください。

4 一般旅券以外の難民旅券、渡航書等をお持ちの方は、申請前に当館までパスポートの表紙、顔写真の頁（人定事項）及びUAEレジデンスビザのコピーを[e-mail](#)にて送付してください。

5 英語・日本語・アラビア語を話せない方は、通訳を同伴させてください（通訳の方はパスポートを持参してください）。

6 各提出書類は、発行後3ヶ月以内（有効期間の記載がある書類は有効期間内）のものを提出してください。また、申請時に提出した書類は、パスポートを除き返却できません。また、基本書類の他に追加書類の提出をお願いすることがあります。

インド国籍の方の
「短期滞在(日本において報酬を得ない活動)」数次査証申請のための提出書類一覧表
 ※特に指定のないものは全て原本が必要です。

共通資料	① パスポート(ICA0標準のMRP又はIC一般旅券に限る、査証欄の余白が2頁以上あるもの) ② パスポート及びUAEレジデンスビザコピー ③ 査証申請書 : 1通 (英語(QRコード付き)) (英語(手書き用)) (記入例) ④ 写真(6ヶ月以内に撮影した無背景のもの) : 1葉(写真はホッチキスで留めずにのり付けしてください)
-------------	---

渡航目的	【査証申請人が準備するもの】
	※上記共通資料に加えて、要件に合わせて以下の書類も提出してください ※以下の5項目に該当しない方は、一次査証を申請してください。一次査証の必要書類は別頁を必ずご確認ください
観光・親族知人訪問・商用目的	1. 過去3年間に2回以上、我が国への「短期滞在」での渡航歴のある方 (滞在期間:最長90日) ① 過去3年以内の日本への短期滞在ビザ及び出入国印が確認できる現有旅券または旧旅券及びそのコピー
	2. 過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴のある方 (滞在期間:最長90日) ① 下記のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請人の給与口座ステートメント(直近の過去3ヶ月分) ● 過去3年以内のG7(日本を除く)への短期滞在ビザ及び出入国印(2回以上)が確認できる現有旅券または旧旅券及びそのコピー ② 過去3年以内の日本への短期滞在ビザ及び出入国印が確認できる現有旅券または旧旅券及びそのコピー
	3. 十分な経済力を有する方及びその配偶者／子 (滞在期間:最長90日) ① 下記のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請人の給与口座ステートメント(直近の過去3ヶ月分) ● 株の配当金証明書, 年金証書, 退職金証明書, 遺産相続証明書, 賃貸借契約書, 土地登記書, 不動産権利書等 ② (配偶者／子の場合) <ul style="list-style-type: none"> (1) 本体者との婚姻又は親子関係が確認できる書類 ※旅券の家族関係記載欄, 婚姻証明書, 出生証明書等 (2) (配偶者／子のみで申請する場合) 本体者が十分な経済力を有することの証明書類(上記①) ※既に主たる生計者(本体者)が数次査証を取得している場合には、同数次査証コピーの提出をもって上記(2)は省略可能
短期滞在	4. 商用目的で、次のいずれかに該当する方及びその配偶者／子 (滞在期間:最長90日) ※本数次ビザは商用目的用ですが、2回目以降の訪日は観光や親族・知人訪問目的で使用できます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国営企業の常勤者 (2) 株式市場上場企業(第三国・地域を含む)の常勤者 (3) 大使館／総領事館がある都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤若しくは連絡先を有する日系企業(駐在員事務所を含む)の常勤者 (4) 株式上場企業(日本及び第三国・地域を含む)が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者 (5) 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者 (6) 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間にG7(日本を除く)へ短期滞在中2回以上の渡航歴がある、現在職を有する者 (7) 過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある、現在職を有する者 ① 申請人が上記4. (1)～(7)のいずれかに該当することを証する資料 ※上記(6)または(7)に該当する場合には、所属企業発行の在職証明書(注)及び過去3年以内の日本への短期滞在ビザ及び出入国印が確認できる現有旅券または旧旅券 (注)在職証明書には、給与(月収又は年収を示す)を明記すること。フリーゾーンに会社を持つINVESTORまたはPARTNER(OWNER)は、フリーゾーンからの給与証明書の提出が必要。
	② (配偶者／子の場合) 本体者との婚姻又は親子関係が確認できる書類 ※配偶者／子のみでは申請できません。本体者が既に本件数次査証を所持している場合で、家族が別申請する場合は、本体者の数次査証の写しも併せて提出してください
	5. 文化人・知識人の方で、次のいずれかに該当する方及びその配偶者／子 (滞在期間:最長90日) ※本数次ビザは商用目的用ですが、2回目以降の訪日は観光や親族・知人訪問目的で使用できます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学、自然科学(理学、工学、医学等)の研究者 (2) 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者 (3) 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手 (4) 大学の講師以上の職にある者(常勤者に限る) (5) 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 (6) 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員 ① 申請人が上記5. (1)～(6)のいずれかに該当することを証する資料 ② (配偶者／子の場合) 本体者との婚姻又は親子関係が確認できる書類 ※配偶者／子のみでは申請できません。本体者が既に本件数次査証を所持している場合で、家族が別申請する場合は、本体者の数次査証の写しも併せて提出してください

(注意) ※発行日が記載されている書類は、発行日後3ヶ月以内のもの、有効期限がある書類は、有効期限内のものを提出してください。

※上記書類以外に追加書類の提出をお願いする場合があります。

※審査の結果、数次査証ではなく一次査証となる場合があります。

2020年1月 在ドバイ日本国総領事館